平成26年度第1回二宮町・大磯町障害者自立支援協議会議事録

1　日　　時　平成26年7月29日（火）　13時30分～15時40分

2　会　　場　大磯町立福祉センターさざれ石

3　出席状況

出席者	二宮町手をつなぐ育成会	室伏　則子
	大磯町手をつなぐ育成会	野口　富美子
	二宮町民生委員児童委員協議会	平田　隆彦
	二宮町身体障害者福祉協会	橘川　透
	二宮町社会福祉協議会	木村　毅（代理）
	大磯町社会福祉協議会	岩本　朋子（代理）
	平塚児童相談所	妹尾　洋之
	平塚保健福祉事務所	今泉　奈津子
	湘南養護学校	岩﨑　茂
	二宮町健康福祉部	松本　幸生
	大磯町町民福祉部	小島　昇
	二宮町教育委員会	黒石　徳子
	大磯町教育委員会教育部	瀬戸　克彦
	湘南あゆみ会	小泉　智子
	よるべ会	秋澤　聡光
	たすけあいワーカーズ大空	依田　久司
オブザーバー	丹沢自律生活センター	岡西　博一
	事務局	
	二宮町	佐竹班長
	二宮町	中舘班長
	二宮町	配島主事補
	大磯町	斉藤係長
	素心会	萩原　勝己
	素心会	鈴木　綾子
	素心会	大野　裕史
	素心会	湊　ミワ

４　議事の経過の要綱及び結果

はじめに事務局が、本日 17 人の委員が出席しており、委員の過半数を超え本会は有効に成立した旨を報告した。

（１）あいさつ

（２）はじめに

事務局　お手元の資料に名簿があります。今年度新たに委員となった方をご紹介させていただきたいと思います。一言ごあいさつをお願いします。

委　員　どうぞよろしくお願いいたします。

委　員　どうぞよろしくお願いいたします。

委　員　平塚児童相談所は今年４月に開設されました。二宮町、大磯町につきましては中央児童相談所が管轄となっておりましたが、平塚児童相談所の開設に伴い移管されました。今後ともどうぞよろしくおねがいいたします。

事務局　本日ご欠席の委員の方につきましては次回以降ご紹介差し上げたいと思います。

（３）議事の内容

第１号議案「会長・副会長の選任」について

事務局　要綱には会長、副会長は委員の互選により選任することとあります。委員の皆様よりご推薦はありますでしょうか。

事務局は推薦の挙手を促したが出席者から挙手はなかった。

事務局　事務局としましては、ワーカーズ大空の依田様を会長に、おおいそ福祉会かたつむりの家施設長の末村様を副会長に推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

事務局は議場に可否を諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

事務局　それではワーカーズ大空の依田様に会長を、かたつむりの家施設長の末村
　　　　様に副会長をお願いしたいと思います。

事務局　それでは会長の依田様、副会長の末村様より一言ごあいさつをお願いしま
　　　　す。

会　長　会長を務めさせていただきますワーカーズ大空の依田と申します。
　　　　微力ながら本協議会のためになればと思い務めさせていただきました。
　　　　皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いします。

副会長　会長の補佐を務めながら本協議会のために皆様と力を合わせていきたいと
　　　　思っております。どうぞよろしくお願いします。

事務局　どうもありがとうございます。それでは要綱には会長が議長を務めるとあ
　　　　りますので、この後の進行につきましては依田会長にお願いいたします。

議　長　それでは、はじめに本会の傍聴希望の方が一名いらっしゃいます。
　　　　ご出席の皆さんからご異議はございませんでしょうか。

議長は傍聴の可否を議場に諮ったところ、全員一致で承認された。

第2号議案「平成25年度事業報告」

議　長　第2号議案「平成25年度事業報告」について事務局より説明を願います。

事務局　それではお手元の資料に基づきまして、平成25年度事業報告についてご説
　　　　明したいと思います。三点ほど補足させていただきたいと思います。
　　　　まず一点は、資料にも記載のある通りでありますが、昨年度は高次脳機能
　　　　障害について研修会を開催しております。二点目に、相談支援事業につい
　　　　てですが両町を合わせて4000件を超える件数となっており、特に精神障
　　　　害、発達障害あるいは高次脳機能障害に関わる相談が増加しているという
　　　　傾向があります。
　　　　　また、虐待に関わるケースであったり、本人に障害の認識が薄いために
　　　　家族を含め周囲の疲労感が強いなど背景が複雑化している状況があります。
　　　　サービス等利用計画の作成についてですが、平成26年度中に全ての障害福
　　　　祉サービスの利用者を対象に本計画の作成を完了することとなっています。

地域内の事業者の少なさと、本計画の作成の必要性が浸透していないという状況が全国的にも指摘されています。また、講師の日程調整の関係で昨年度実施を見送った発達障害についての研修会を今年度実施する予定です。

議　長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問やご意見などありますか。

委　員　この場をお借りして地域の状況として一点だけご報告させていただいてもよろしいでしょうか。私達の所属する二宮町身体障害者福祉協会では年々会員の減少と高齢化により活動規模の縮小が課題となっております。町の福祉課にも相談をしておりますがなかなか状況が打開できないでいます。

議　長　ありがとうございます。ただ今のご意見に関して町の方ではどのような展望をもたれているのでしょうか。

事務局　ご懸案の状況につきましては、今後とも窓口での対応を含めて日常的に意見交換を重ねて参りたいと考えております。

議　長　ありがとうございます。行政機関をはじめ地域の相談支援機関も含めて当事者の方と日常的に意見交換ができる環境というのは大事なことであると思います。他にご意見はありませんでしょうか。

議長は挙手を求めたが、意見は出されなかった。

議　長　それではサービス等利用計画について資料に補足して説明することがあればよろしくお願いします。

事務局　お手元の資料は、神奈川県内の各市町村のサービス等利用計画の進捗状況を一覧にまとめたものになります。二宮町、大磯町の達成率については資料にある通りかなり低い数値となっています。セルフプランとは、当事者あるいはご家族の方により作成されたサービス等利用計画のことを指します。セルフプランの占める割合の高い市町村は比較的達成率も高いという傾向が見てとれます。圏域の状況については岡西委員の方から補足いただきたいと思います。

委　員　圏域の状況についてご説明したいと思います。圏域を構成する平塚市、伊勢原市、秦野市の状況についてですが、相談支援事業所の数が二宮町・大磯町と比較して多いという状況があります。また、介護保険制度におけるケアマネジャーの役割を担う相談支援専門員の数も多いという状況があり、社会資源の面でもマンパワーの面でも差があるという状況があります。

　しかし、それぞれの地域の実情を考慮すると不十分な体制であることは共通した課題であるといえます。

　県内各地では、セルフプランの作成を希望する方には、相談支援事業所がバックアップをするという動きもあります。セルフプランに関しては制度の本来の目的を果たす意味でも、制度の理解の促進を含めて相談支援事業所がサポートすることが求められていると思います。

議　長　圏域の状況についてご説明ありがとうございました。計画相談に関しては、不十分な体制のまま進まざるを得ない現状がありますが、実際にサービスを利用している方にとって不利益にならないということがまず何よりも大事なのではないでしょうか。二宮町、大磯町ではその点につきましてどのようにお考えでしょうか。

事務局　このサービス等利用計画につきまして二宮町・大磯町の両町を合わせると対象者が約 400 名近くにになります、それを担う相談支援事業所の数も両町に 1 か所ずつという状況です。

　両町では月一回、相談支援事業所との相談を通して全体の進め方について合同で検討しております。サービスを実際に利用している方の実情を配慮した上で進めていく方針であります。

議　長　ありがとうございます。計画相談を担当しているコスタ二宮さんでは現在どのような状況でしょうか。

委　員　当法人では各事業所に一名ずつ相談支援専門員が配置されております。
計画的に実施できるように法人内でも検討を進めています。

議　長　今年度末までに全てのサービス利用者についてサービス等利用計画の作成を行うという国の方針ですが、結果として作成が間に合わなかった場合は何か利用者に影響があるのでしょうか。

事務局　サービス等利用計画はサービスを支給する際の根拠となるので、両町では

平成26年度中に全ての対象の方に作成が完了できるように進めています。
　ただし、どうしても期限が迫ってしまって他に手段がない場合にはセルフプランの導入も視野には検討しています。
　しかし、セルフプランについては、モニタリングが設定されていないことと、本当に目的に沿った形でサービスが適切に利用できるかという点について当事者の方では判断が難しいため、客観性と専門性を担保する観点から相談支援事業所が担うという方針は両町とも共通してます。

委　員　サービス等利用計画の作成については事前に情報の周知が少なかったのではないかと感じています。セルフプランについても制度の中での位置づけなどを踏まえた上で、本来の制度の主旨に沿った形で進めらるような働きかけが当事者とその家族に対してあっても良やかったのではないかと思います。

事務局　情報提供のあり方という面について貴重なご意見をいただきありがとうございました。計画相談に関しては両町ともサービスを利用されている当事者の方とそのご家族のご意見も参考に今後も進めて参りたいと思います。

事務局　このサービス等利用計画の作成についてですが全ての障害児・者について当初国は平成26年度末を期日とし、例外を認めないというような姿勢でありましたが、関係者や団体の間でこの期日についての解釈の違いが生じて混乱しておりました。そのため県のほうから国へ問い合わせたところ、平成27年度からサービス支給決定を行う方に関しては必ずサービス等利用計画の作成が必要であるという解釈であるとのことでした。そのため、今は準備期間として少しでも多くの方に進めていきたいと考えています。一例を挙げると、サービスの支給に関して有効期間を3年間とすることが出来る場合があります。そのため、今年度内にサービスの支給を決定した場合次回の更新は平成29年度内となり、その際にサービス等利用計画が作成されていることが条件となるという解釈となります。各個人の状況によっても異なりますが、期日については多少の準備期間が発生する場合があります。

副議長　ご説明ありがとうございます。各個人の状況によっても異なるということと、平成27年度を迎えた時点で全てのサービス利用児・者に関してサービス等利用計画の作成が完了していないといけないという従来の解釈にやや柔軟性が認められたという理解でよろしいでしょうか。

両町ともに計画的に進めていく中で私達のように実際にサービスを提供している事業所も出来る限り協力したいと思います。

議　長　ありがとうございます。他に何かご意見やご質問はございますでしょうか。

委　員　セルフプランにするか指定相談支援事業所に作成を依頼するかは当事者が選ぶことができるのでしょうか。

事務局　選んでいただくことについて差し支えはありません。しかし、出来るだけ客観性を保てるように進める観点から、指定相談支援事業所等へ作成を依頼する方針が望ましいと考えています。

委　員　事前に制度の主旨も含めてセルフプランについて説明がなされていれば、期日も迫っている状況であってもセルフプランを選択する当事者も増えたのではないかと感じるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

事務局　貴重なご意見ありがとうございます。情報提供のあり方については今後も両町ともに検討していきたいと思います。

議　長　どうもありがとうございます。その他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
なければ第２号議案についての検討は以上とさせていただきます。

第３号議案　個別ケースについて

議　長　それでは第３号議案「個別ケースについて」検討したいと思います。事務局のほうからご説明をよろしくお願いします。

事務局　第３号議案に入る前に何点かご説明させていただきたいと思います。本日お配りした資料の中に今年度の事業計画と自立支援協議会の役割についてという資料をお配りしています。事業計画については今年度初めて委員になられた方もいらっしゃるので配布させていただきました。自立支援協議会の役割についての資料は国から提示されたものになります。この役割を担っていく上で重要になるのは個別のケースについて情報を共有し意見交換をする場として機能することだと思います。今年度はこの点について意

識して取り組んで参りたいと思います。地域の中で特に困難な課題に直面しているケースについて様々な意見を寄せていただけたらと思います。今回は資料にありますように2ケースについてご説明させていただきます。

事務局　それでは、まずケースＡについてご説明させていただきます。詳細については資料に記載されている通りですが療育手帳のＡ２を所持している41歳の男性になります。
　養護学校卒業後、平塚市内の地域作業所を転々とした後に、秦野市内の施設に入所しますが、入所先で出会った女性利用者と知り合って結婚し子どもをもうけますが地域生活でのトラブルが続き離婚した経緯があります。父子家庭で父親自身もやりとりの難しさがあり、支援の介入が難しいケースであります。加えて、知り合った女性につきまとって警察の介入をうけたり、通所先の他利用者のキャッシュカードから多額の現金を引き出すなどの行為が問題となってきた経緯もあります。当事者がお互いに知的に障害を持っているということで警察の介入が難しく、現在も解決していない状況があります。続いてケースＢになります。こちらも詳細は記載されている通りですが、統合失調症の診断とＢ１の療育手帳を持っている52歳の男性になります。地元の中学校の特殊学級を卒業後、工場や作業所を転々としながら病状は安定せず、家族の障害の受容も難しいため施設や入院先から引き取って退院させるということが続いた経緯があります。母親への暴力行為や放火、窃盗、傷害などの行為が続き、措置入院を複数回繰り返しています。1年前には母親の顔面を刃物で刺すという事件を起こし、1年6か月の実刑判決を経て現在服役中となっています。刑期は実際には1年2か月から3か月程度になる見通しですが、担当弁護士の助言もあり、神奈川県社会福祉士会の地域定着支援センターの司法と福祉のネットワークのもと連携を進めていく予定です。ケースの説明は以上になります。

議　長　今回取り上げた二つのケースいずれも触法という共通点があり、いずれも困難性の高い課題に直面していると思います。資料にも記載されていますが地域生活定着促進事業について補足説明をお願いします。

事務局　この地域生活定着促進事業は国の事業となります。高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、退所後に地域生活を安定して送れるように支援し社会復帰と再犯防止をはかる事業となります。地域生活定着支援センターの業務としては、矯正施設入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務と、退所後の社会福祉施設入所後の定着のためのフォロ

ーアップ業務、及び退所後の福祉サービス等についても相談支援業務の３つが中心となります。しかし、比較的重い犯罪を起こした場合は受け入れ先が見つかりにくいという状況が課題として挙げられています。資料の説明としては以上になります。

議　長　説明ありがとうございます。皆様から何かご意見やご質問はありますでしょうか。

委　員　先ほどのケースの説明で実際には大変繊細な問題や複雑な事情があるのだと思います。知的障害を持つ当事者どうしの金銭トラブル関して警察の介入が難しいとの話がありましたが、今後どのような方向性で解決を考えていますか。

事務局　警察の立場としては双方に知的障害を持っているため事件性の証明が難しいということがあるようです。被害額のほとんどは年金を積み立てて貯金していたものであり、現在被害をうけた方は当事者から距離を置く意味からも生活の場をグループホームへと移しましたが、施設通所も継続しています。現金を引き出した当事者と家族に対しては何度も働きかけましたが理解が得られず、これ以上生活を乱させないという意味で現在も施設通所を継続している状況です。

　ご本人に対しては、生活を立て直すことと地域社会への影響を考慮すると入所施設への入居も検討せざるを得ないことと、非常に少額ではありますが、毎月得られる工賃の一部を積み立てて弁済に充てるということとなっています。

　支援と事態の解決に向けては医療の力も検討すべきなのかなど考えるべき点も多いのですが、このケースに関しては行き詰まりを見せているのが現状となります。

議　長　福祉と医療の連携ということが最近提唱されていますが、こうした課題に直面すると医療を越えた部分であるいは何か別の有効な手段が必要ではないかと思う時があります。他に何かご意見はありますか。

　民生・児童委員の皆さんは地域でこのような課題に直面したり情報が寄せられた経験はありますでしょうか。

委　員　今までの経験では該当するようなケースはありません。

委　員　地域包括支援センターに所属しておりますので、通常は高齢者福祉に関わる業務が多いのですが、先ほどの個別のケースについての説明をうかがう中で、障害福祉の分野の課題と重なる部分もあるのではないかと感じました。例えば、精神障害を持つ方が 65 歳以上になり高齢者福祉の対象となったり、同居しているご家族が障害を持っていたりという状況が増加している傾向があります。

　一か所の事業所のみで対応するのではなく、地域全体での対応が必要になるのではないかと感じています。

議　長　ありがとうございます。他に何かご意見やご質問はありますでしょうか。

委　員　当会は精神障害者の家族会となります。

家族の立場としてはまず、身内のことでどこに相談するかという行動に移す段階で難しさに直面します。そのため、行政や相談支援機関に現に相談にかかっている方は支援につながる機会を得ているという見方もできると思います。

　障害を持つ当事者が身内にいると家族も地域社会の中で孤立していってしまうような状況も感じます。当会では定期的な会合を通して家族どうしで話し合うことでお互いに活力を養う取り組みをしています。

　このような取り組みや支援の輪が当事者とその家族に対してひろがっていくことが理想的だと思います。

議　長　ご家族の立場から貴重なご意見をどうもありがとうございます。

他に何かご意見やご質問はありますでしょうか。

　個別のケースに関して、司法との連携が先ほど話題に上がりましたが、最近犯罪の低年齢化について報道等で目にすることが多くなったと思います。学校教育の立場からこれらの問題に関して何かご意見はありますでしょうか。

委　員　過去には在学生で少年院に送致されるようなケースもありました。私自身の経験のなかでも過去に触法行為より少年院へ送致された生徒がおりましたが、そのほとんどが現行犯逮捕でありました。そのような事態になってしまうと教育の立場では支援の手を差し出せない状況となってしまいます。

現在本校では、社会の中で認められないことについて子ども達それぞれの理解力にあわせて説明する取り組みをおこなっており、特に高等部では重

視しています。繰り返し取り組みを継続することで子ども達自身の気づきを促していきたいと考えています。
　また、現在学校教育の分野ではいじめの問題が課題となっています。こうした問題についても取り組みを続けていきたいと考えています。

議　長　ありがとうございます。今までの話を受けて県の機関の委員の方からは何か情報提供などありますでしょうか。

委　員　皆様から貴重なご意見をたまわりました。今日うかがったご意見を参考に次回情報提供等させていただきたいと思います。

委　員　個別のケースの議題に関連して児童相談所の立場から現状をお話ししたいと思います。養護学校高等部に入学できたお子さんは支援と教育の手が差し伸べられることとなりますが、本人、ご家族の障害の受容が難しく入学に至らないというケースもあります。そういった場合小学校、中学校時代に学校生活に適応できず、失敗体験を重ねてしまい、これ以上学業をつづけたくないということで、他に選択肢がなく社会へと押し出されるような形で出ていくこととなります。しかし、つまづきを抱えたまま就労を継続できず、社会の中でも居場所を見つけられないという状況に陥ってしまいます。児童相談所は18歳までの児童に関する業務と相談を担当することとなっていますが、18歳までの成長の段階で家族も含めて専門的な支援が受けられないとその後の人生にも大きく影響してしまうという状況を感じます。問題が発生したり、相談に来所という形でないと関われないことが多いのですが、潜在的にこのようなニーズがあるのだということは念頭に対応したいと考えています。

議長　ご説明どうもありがとうございました。他に何かご意見やご質問はございますでしょうか。

副議長　それぞれのお立場から貴重なお話しを聞かせていただきありがとうございました。今回ケース検討で取り上げた2ケース以外にも地域の中で支援に行き詰まっている方は大勢いるのではないかと感じています。しかし、既存の仕組みや支援体制では打つ手がないという状況に対しても、一人の課題やニーズに対して踏み込んで対応できるような前例のない新たな試みも必要なのではないかと思います。

事務局　一人の方が抱える困難性に特化して、特別な支援環境や人員を配置することは検討の価値があることだと思います。しかし、現実的に実現が難しいことも事実です。具体的かつ有効な手段を地域の中で考え出していく必要があると思います。

議　長　地域の中で意見交換を行っていく試みは全国的にも広まっているようですが、実際に行動に移す段階には至っていないのが現状であると思います。関係する各事業所と機関がそれぞれに「自分達に何が出来るのか」という視点で関わっていくことが求められているのではないかと思います。第3号議案「個別のケース」についての検討は以上とさせていただきたいと思います。時間の制約もありますので第4号議案の「各事業所・機関からの報告」につきましては、この場でご報告がありましたらお願いしたいと思います。

委　員　一点よろしいでしょうか。平成25年度の事業報告の資料の中でも触れられていましたが、部会の構成について昨年度から議題のほうでも取り上げていただき検討してきた経緯があります。様々な立場の意見を反映させたり、様々な角度から検討する上でも当事者団体で構成する障害種別の部会が必要であると本日の協議会に参加してあらためて感じましたので、引き続き検討していただきたいと思います。

事務局　今年度におきましても引き続き検討していきたいと思います。事務局としましては、様々な立場と団体の方が率直に意見交換できるような役割をこの協議会が担えれば十分目的を果たせるのではないかとも考えております。地域の実情に応じて幅広くご意見をいただきながら考えていきたいと思います。

議　長　例えば部会においてある議題を検討する際に当事者団体の参加が必要であると判断した場合は参加していただくということも考えられるのでしょうか。

事務局　そういった形での参加も考えられますし、今ある部会を全ての団体・機関の方に参加していただくという形も考えられると思います。

議　長　それでは、部会の構成については引き続き事務局を中心に幅広くご意見を集めながら検討していくこととしたいと思います。議題については以上となります。続きまして事務局の方から何か連絡などはありますでしょうか。

事務局　一点ご連絡させていただきます。今年度の研修会につきましては講師と現在日程調整をしております。決定次第早めにお知らせさし上げまたいと思います。

事務局　大磯町から一点ご連絡させていただきます。
障害者医療費助成制度に関してですが、今年の 4 月以降に新規で身体障害の 4 級を取得された方と、今年の 10 月より一定額以上の所得がある方については大磯町では医療費助成制度の対象外とさせていただくこととなりました。既にお知らせと申請書を郵送させていただいておりますがご承知おきください。
　また、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてですが
　大磯町ではこの 8 月以降申請を受け付けるように準備をすすめています。制度についての詳細な説明は省略させていただきますが、扶養されている方がとご本人がともに非課税である場合が対象となります。
　個別にお知らせを送付させていただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。

事務局　事務局の方からは以上となります。予定していた議題につきまして全て検討させていただきましたのでこれをもちまして閉会とさせていただきます。

会議は 15 時 40 分に閉会した。